

米子市

子ども・子育て支援事業計画

(改訂版 平成29年度中間見直し)

(概要版)

安心して子どもを生き育てられ、子どもが心豊かに  
のびのびと成長できるまち、  
よなご



平成27年3月策定

平成30年3月改訂

米子市



# 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すこととしました。

平成27年度からこれらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

米子市では、これまで次世代育成支援行動計画（後期計画）において、「安心して子どもを生み育てられ、子どもがいきいきと個性豊かに育つまちの実現」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政など多様な主体が協働で子どもの成長過程を総合的に支援する施策を推進してきました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度への移行後も、この基本理念を継承しつつ、これまでの取組を適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりの推進を目指します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

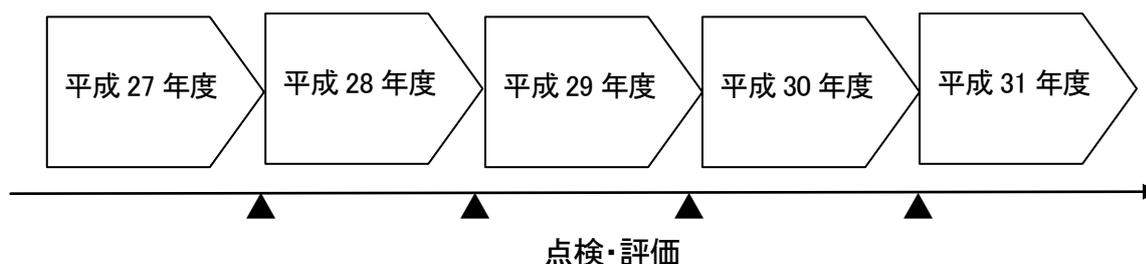
この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援について、年度ごと、区域ごとのサービスの量の見込みと確保の方策を定める計画です。また、同時に次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画の後継として位置づけています。

### (2) 関連計画との関係

この計画は、母子保健や児童福祉、教育や労働等の子どもの育ちや子育て支援に関する様々な施策を推進するものであり、第2次米子市総合計画をはじめ、市の関連する諸計画との整合性を図りながら作成しました。

## 3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年の計画であり、今後、5年ごとに計画を作成します。なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。



#### 4 計画の策定体制と策定経過

##### (1) ニーズ調査の実施 ～子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査～

○調査対象

小学校就学前（平成19年4月2日から平成25年9月30日までに生まれた）のお子さんを持つ保護者

○調査期間：平成25年10月9日～11月11日

○調査方法：郵送による配布、回収。（無記名回答）

○配布・回収状況：配布数2,000票（無作為抽出調査）、回収数882票（回収率44.1%）

##### (2) 米子市子ども・子育て会議での審議

平成25年度に設置した学識経験者、公募市民、保護者代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「米子市子ども・子育て会議」において、計画の内容等について平成25年度及び平成26年度に10回の審議を行いました。

なお、本計画の改訂にあたっては、引き続き、本会議で内容等の審議を行います。

##### (3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所等の窓口及びホームページで公表し、広く市民の方々から意見を聴取するパブリックコメントを実施し、計画策定に反映しました。

#### 5 計画の対象

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

#### 6 中間見直し

##### (1) 中間見直しの考え方

本計画は、幼児期における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（ニーズ量）」及び「確保方策（量の見込みに対する供給量とその実施時期）」を定めており、平成27年度から平成31年度の計画期間の中間年に当たる平成29年度に、必要に応じて見直しを実施することとされています。

本計画は平成 25 年度に実施したニーズ調査に基づき「量の見込み」を算出していますが、その後も女性の社会進出の進展等、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境も変化していますので、計画数値と実績の乖離状況、今後の社会情勢の変化を踏まえて、本計画のうち、下記の項目を見直すこととしました。その他の項目については、従前の内容を引き継ぎます。

米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し項目及び主な内容

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

- 1 年齢3区分別人口、出生数の推移、就学前人口の推移
- 2 市内の幼稚園及び保育所の利用状況  
→1及び2の各種数値を最新のデータに更新しました。

第4章 子育て支援事業に係る量の見込み等

- 2 幼児期の教育・保育  
→平成 30 年度以降の「量の見込み（ニーズ量）」及び「確保の内容」を見直しました。  
→「確保の内容」の実績値を追加しました。
- 3 地域子ども・子育て支援事業  
→最新の実績値を追加しました。

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本的な考え方

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す。



米子市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」

## 2 基本理念

**安心して子どもを生き育てられ、  
子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、  
よなご**

新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すこととなりました。

そして、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があります。

また、子ども・子育て支援法では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

こうしたことから、次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念である「安心して子どもを生き育てられ、子どもがいきいきと個性豊かに育つまちの実現」を継承しつつ、上記内容を踏まえ、米子市がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「米子市子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「安心して子どもを生き育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」と設定します。

## 3 基本目標

米子市の子育て支援に関する計画は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりをするための計画として、これまで「次世代育成支援行動計画後期計画」がありました。この内容は今後も継続して行うべき施策であることから、「子ども・子育て支援事業計画」の「基本目標」、「施策体系」は後期の行動計画を引き継ぐこととします。

#### 4 施策の体系

基本目標	基本施策
(1) 地域における子育て支援	① 地域における子育て支援サービスの充実
	② 保育サービスの充実
	③ 地域の子育て支援体制の強化
(2) 母子の健康の確保及び増進	① 子どもや母親の健康の確保
	② 小児医療の充実
	③ 食育の推進
	④ 思春期保健対策の充実
(3) 教育環境の整備	① 次代の親の育成
	② 学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備
	③ 家庭や地域の教育力の向上
	④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(4) 生活環境の整備	① 良質な住宅・居住環境の確保
	② 安心して外出できる環境の整備
(5) 職業生活と家庭生活との両立支援	① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
	② 仕事と子育ての両立の推進
(6) 子どもの安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進	① 児童虐待予防・防止対策の充実
	② ひとり親家庭の自立支援の推進
	③ 障がい児施策の充実
	④ 被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援

# 子育て支援事業に係る量の見込み等

## 1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定します。本市では、市内での容易な移動が可能なことから、全体で1区域とします。

## 2 幼児期の教育・保育

### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

本市に居住する子どもについて、「認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業）、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

#### ○保育の必要性の認定区分

認定区分	対 象	利用先
1号認定	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合 (法 19 条 1 項 1 号)	・幼稚園（新制度） ・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合） (法 19 条 1 項 2 号)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合） (法 19 条 1 項 3 号)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

#### 教育・保育および地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制の確保」

表 教育・保育の量の見込み（二歳量） (人)

※平成30年度以降は、中間見直し後の数値。

認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	1,056	1,026	1,056	845	850
2号認定	2,884	2,802	2,884	3,003	3,023
3号認定	2,233	2,301	2,249	2,230	2,167

### (2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ①設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。
- ②教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定  
計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

表 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

※H27及びH28の( )内は実績値、H29は年度中のため当初計画値、H30以降は中間見直し後の数値 (人)

全域		1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号	
H27	①量の見込み	1,056	735	2,149	2,233	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,525 (2,574)		2,430 (2,426)	1,778 (1,699)
		特定地域型保育事業				76 (58)
		事業所内保育施設等			107 (79)	163 (113)
②-①			734	388	▲ 216	
H28	①量の見込み	1,026	714	2,088	2,301	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,525 (2,574)		2,429 (2,426)	1,859 (1,753)
		特定地域型保育事業				95 (148)
		事業所内保育施設等			107 (76)	163 (116)
②-①			785	448	▲184	
H29	①量の見込み	1,056	735	2,149	2,249	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,525		2,447	1,991
		特定地域型保育事業				95
		事業所内保育施設等			107	163
②-①			734	405	0	
H30	①量の見込み	845	588	2,415	2,230	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,377		2,496	1,822
		特定地域型保育事業				335
		事業所内保育施設等				
②-①			944	81	▲73	
H31	①量の見込み	850	592	2,431	2,167	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,382		2,511	1,867
		特定地域型保育事業				335
		事業所内保育施設等				
②-①			940	80	35	

### 3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

#### (1) 子育て利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

##### 【量の見込みと確保方策】

(設置数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②確保方策	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	0カ所	0カ所	-	-	-

#### (2) 時間外保育事業

保護者の就労状況等により、通常の利用時間を延長して保育を実施します。

##### 【量の見込みと確保方策】

(実利用人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,700人	2,695人	2,707人	2,689人	2,699人
②確保方策	2,700人	2,695人	2,707人	2,689人	2,699人
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	1,536人	1,617人	-	-	-

#### (3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、子どもたちの健全な育成を図ります。

##### 【量の見込みと確保方策】

(利用定員)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
二一ズ調査結果	2,574人	2,607人	2,561人	2,585人	2,555人
①量の見込み	2,284人	2,284人	2,256人	2,259人	2,260人
②確保方策	1,430人	1,830人	2,256人	2,259人	2,260人
③ ②-①	▲ 854	▲ 454	0	0	0
④実績	1,545人	1,577人	-	-	-

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等において児童の養育を行います。

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	34 人	33 人	33 人	32 人	31 人
①量の見込み	223 人				
②確保方策	223 人				
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	224 人	180 人	-	-	-

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	3,755 人	3,845 人	3,774 人	3,714 人	3,652 人
①量の見込み	43,558 人				
②確保方策	43,558 人				
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	45,260 人	47,360 人	-	-	-

(6) 乳児全戸訪問事業

生後4ヶ月ごろまでの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問することにより、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握、子育てについての相談を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

(訪問数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,429 人	1,406 人	1,380 人	1,361 人	1,338 人
②確保方策	1,429 人	1,406 人	1,380 人	1,361 人	1,338 人
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	1,415 人	1,370 人	-	-	-

(7) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

出産間もない時期や様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師、助産師、及び保育士等が定期的に訪問し、育児に関する技術指導、養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決・軽減を図るとともに、家庭において安定した養育が可能となるよう支援します。

【量の見込みと確保方策】

(延訪問数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	129 人				
訪問回数	344 件				
②確保方策	344 件				
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	468 件	987 件	-	-	-

(8) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,135 人	2,074 人	2,135 人	2,141 人	2,192 人
②確保方策	77,468 人				
③ ②-①	75,333 人	75,394 人	75,333 人	75,327 人	75,276 人
④実績	59,675 人	58,163 人	-	-	-

②保育所での一時預かり

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	15,916 人	15,939 人	15,962 人	15,834 人	15,848 人
②確保方策	11,700 人	13,500 人	15,962 人	15,834 人	15,848 人
③ ②-①	▲ 4,216 人	▲ 2,439 人	0	0	0
④実績	5,812 人	5,102 人	-	-	-

### (9) 病児・病後児保育

病中又は病気回復期の子どもを保護者の勤務の都合により家庭での保育が困難な場合に、医療機関等に併設した施設で一時的に保育等を実施します。

#### 【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	16,164 人	16,130 人	16,205 人	16,097 人	16,155 人
①量の見込み	8,747 人	8,728 人	8,769 人	8,710 人	8,742 人
②確保方策	5,400 人	7,200 人	8,769 人	8,710 人	8,742 人
③ ②-①	▲ 3,347 人	▲ 1,528 人	0	0	0
④実績	2,384 人	2,692 人	-	-	-

### (10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

#### 【量の見込みと確保方策】

(延活動件数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	0	0	0	0	0
①量の見込み	2,476 件				
②確保方策	2,476 件				
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	2,642 件	2,660 件	-	-	-

### (11) 妊婦健診

妊婦の健康な保持及び増進を図るため、妊婦にする健康診査として、健康状態の把握、保育指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【量の見込みと確保方策】

(延受診回数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	17,426 回	17,145 回	16,828 回	16,597 回	16,316 回
②確保方策	17,426 回	17,145 回	16,828 回	16,597 回	16,316 回
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	18,933 回	16,268 回	-	-	-

#### 4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。地域における子育て支援の役割を担っているため、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

本市では、平成27年度からは、既存の施設から幼保連携型認定こども園へ4施設が移行しますが、今後更に幼保連携型を基本としつつ、認定こども園の普及に努め、新設やその他の既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行を促進します。

## 計画の推進

### 1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

### 2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。